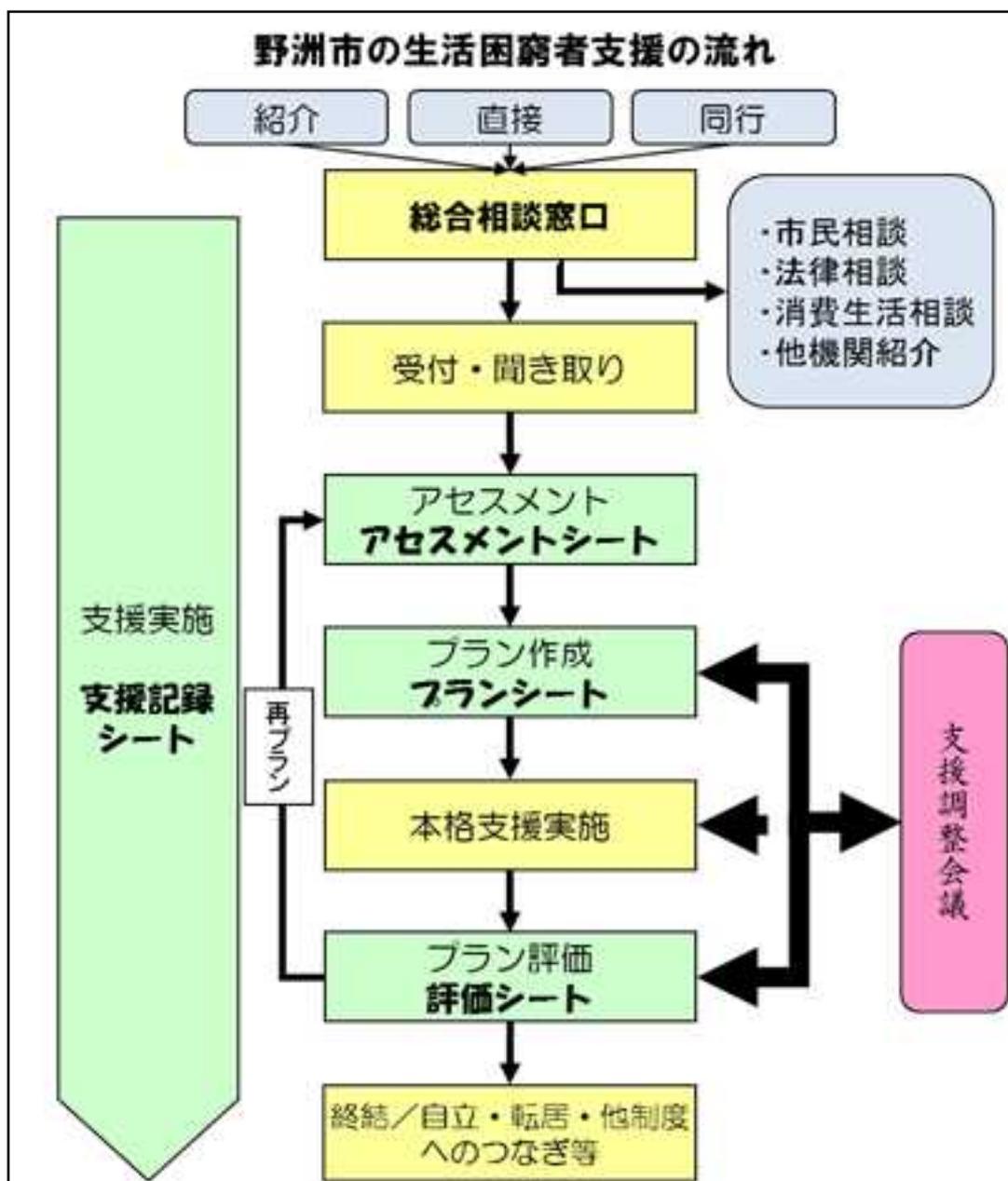


(参考) 野洲市支援調整会議

- ・チェック機能として月に1回開催
- ・前月分の新規ケース、プラン、評価等を確認



○野洲市支援調整会議設置要綱（平成26年4月1日）

（趣旨）

第1条 この告示は、生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領の自立相談支援モデル事業運営要領に基づき設置する野洲市支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本事業における相談者への支援計画（以下「プラン」という。）の妥当性について確認を行うこと。
- (2) プランについて必要な修正を行うこと。
- (3) プランに基づく支援の評価並びに今後の支援に当たっての支援方針及び各機関の役割について確認を行うこと。

（組織）

第3条 支援調整会議は、総括者及び構成員をもって構成する。

2 総括者は、野洲市市民部長をもって充てる。

3 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

4 構成員は、次に掲げる機関（以下「構成機関」という。）の関係者とする。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
- (5) 野洲市市民部市民生活相談課
- (6) その他の関係機関

（会議）

第4条 支援調整会議は、原則として毎月1回程度開催する。

2 支援調整会議の会議（以下「会議」という。）は、総括者が招集する。

3 総括者は、必要があると認めるときは、会議に必要な構成機関の関係者のみを招集し、開催できるものとする。

4 総括者が必要と認める場合は、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議及び会議の資料は非公開とする。

（秘密の保持）

第5条 構成員及び前条第4項により会議に出席した者（以下「構成員等」という。）は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

2 構成員等は、会議の資料を関係者以外に情報が漏れないよう厳重に管理しなければならない。

（事務局）

第6条 支援調整会議の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。